

平成26年4月1日

会社名 株式会社ほっかほっか亭総本部
代表者名 代表取締役社長 青木 達也
間合わせ先 管理部 外所美知子
T E L 03 (5776) 6601

株式会社プレナスに対する損害賠償請求訴訟の最高裁判所における勝訴確定のお知らせ

平成24年10月17日付「株式会社プレナスに対する損害賠償請求訴訟の控訴審判決に関するお知らせ」にてお知らせいたしました株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「当社」）の勝訴（控訴審）の判決について、株式会社プレナス（以下「プレナス」）が最高裁判所に対し、上告及び上告受理申立てをいたしました。平成26年3月31日付で同裁判所より、プレナスの上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定がなされ、これにより、当社の勝訴が確定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決定のあった裁判所及び年月日

最高裁判所

平成26年3月31日

2. 訴訟の提起から決定に至るまでの経緯

当社は、当社がマスターフランチャイザーとして展開する持ち帰り弁当販売事業「ほっかほっか亭」に関して、プレナスをエリアフランチャイザー（地域本部・地区本部）とするフランチャイズ契約を締結しておりましたが、プレナスが契約違反行為を繰り返したことから、平成20年12月16日付で、プレナスに対して、契約違反に基づく損害賠償を請求する訴訟を提起しております。第一審である、平成22年5月11日付の東京地方裁判所の判決においては、当社の主張が認められず、当社といたしましては、当該判決は到底納得できるものではなかったことから、当該判決の是正を求め、平成22年5月25日付で東京高等裁判所へ控訴し、プレナスに対し、金23億2,698万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求め、第二審において、平成24年10月17日付にて東京高等裁判所より、以下のとおり勝訴の決定が言い渡されております。

(1) 原判決を次のとおり変更する。

① 被控訴人は、控訴人に対し、10億9,008万円及びこれに対する平成20年12月28日から支払い済みまで年6分の割合による金員を支払え。

② 控訴人のその余の請求を棄却する。

(2) 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを4分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

(3) この判決の第1項(1)は、仮に執行することができる。

上記の判決について、プレナスが、最高裁判所に対し、上告及び上告受理申立てを行いました。平成26年3月31日付で、最高裁判所より、プレナスの上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定がなされるに至りました。

3. 最高裁判所の決定内容

最高裁判所の内容は以下のとおりです。

(1) 本件上告を棄却する。

(2) 本件を上告審として受理しない。

(3) 上告費用および上告受理申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

以上